

国自整第 251 号の 2
令和 2 年 12 月 23 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局整備課長（公印省略）

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、申請書等（国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 363 号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 98 号）」により改正し、国土交通省自動車局において定める通達（平成 23 年 7 月 1 日以前の自動車交通局長通達及び技術安全部長通達を含む。）においても、「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達等の改正について（令和 2 年 12 月 23 日国自総第 283 号）」により改正しています。

国土交通省自動車局整備課において定めている通達並びに業務連絡及び事務連絡（現在の整備課の所掌に係るものであって技術企画課長等名において発出されているものを含む。以下「通達等」という。）においても、下記のとおり所要の措置を講じましたので通知します。

記

1. 以下の通達等について、別紙のとおり改正又は廃止する。

- 連結車の連結状態における検討書について（昭和 44 年 1 月 31 日自車第 81 号）
- 輸入自動車に係る予備検査の実施について（昭和 60 年 12 月 4 日地技第 404 号）
- 自動車の継続検査等の申請書の押印について（平成 8 年 3 月 26 日自技第 48 号）
- 自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について（平成 12 年 3 月 28 日自整第 46 号）
- 車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱について（平成 23 年 3 月 30 日国自整第 162 号）
- 自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について（平成 31 年 3 月 29 日国自整第 326 号）
- 自動車整備分野特定技能協議会運営規程（平成 31 年 4 月 4 日国自整第 6 号）
- 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について（令和 2 年 2 月 6 日国自整第 274 号）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）することとなった旅客自動車
運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて（令和2年4月16日国自整第11号の2）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になった
ことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取
扱いについて（令和2年5月13日国自整第34号）
- 整備主任者研修の細部取扱いについて（平成10年11月24日業務連絡第98-65号）
- 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱いについて（令和2年2月6日事務
連絡）

2. 1. に掲げるもの以外の通達等による申請書等についても、署名又は押印（実印の押印及びこれに代えることのできる署名を除く。）を不要とする。

3. 本通達による改正前の通達等に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上